

これからのパパとママを応援する 「すこやかマタニティ事業」が 始まりました



町では、これから子どもを産み育てていく若いご家庭を応援するためにこれまでの妊産婦事業を拡充し、「すこやかマタニティ事業」を始めました。「すこやかマタニティ事業」の内容や手続きなどについてお知らせします。



どのような事業ですか？

【拡充】

①妊婦さんが受診する一般健康診査のうち、5回分の健診費用を支援します！

5回分とは、下記の時期を指します。

- ・妊娠8週 … 継続
- ・妊娠20週 … 新規
- ・妊娠24週 … 新規
- ・妊娠30週 … 継続
- ・妊娠36週 … 新規

【継続】

②妊娠期に起こる口の中のトラブルを最小限にするため、妊娠18週～25週に受診する、妊婦歯科検診の費用を支援します！

子育てをしていくご家庭を経済的に支援することで、すこやかな妊娠、出産、そして、しんどくても幸せと喜びにあふれた子育てを応援します！

【継続】

④35歳以上の妊婦さんが妊娠35週前後に受診する超音波検査の費用を支援します！

【新規】

③こどもを授かるため、体外受精や顕微授精の治療を受けているご夫婦に対して、治療費用の一部を支援します！





だれでも受けることはできますか？

【妊婦健診等】

町内にお住まいの妊婦さんであればどなたでもご利用になれます。

【特定不妊治療】 不妊治療の支援は、届出をされたご夫婦が1年以上厚真町にお住まいになっていることが条件になります（単身赴任等で奥さまのみ居住している場合も含まれます）。

手続きはどのようにとよいですか？

【妊婦健診等】 母子健康手帳を申請された時に一緒に受診票をお渡ししますので、それを受診される医療機関に提出してください。新たに追加した3回分の支援については、苫小牧市以外の病院を受診される場合は、いったん自己負担していただき、受診後に窓口申請に来ていただきます。里帰り出産等で道外の医療機関を受診された場合も同様です。

支援の上限額は、妊娠20週までは6,880円。21週以降は6,540円です。

【特定不妊治療】 初めに、北海道が実施している「特定不妊治療費用助成事業」の対象になるかどうかの確認が必要です。まずは苫小牧保健所にご相談の上、北海道へ申請してください（申請窓口は下記をご参照ください）。

町への申請は、関係書類と治療に要した費用の領収書をそろえて、保健福祉課の窓口までいらしてください。この場合、医療機関の証明書なども必要になりますので、申請される前に一度ご相談ください。

※1回の治療ごと、治療の終了した年度内に申請していただきます。

ほかにどのような制度がありますか？

すこやかマタニティ事業のほか、「出産祝い金」「出産一時金」という制度があります。

「出産祝い金」は、3人目以降のお子さんが誕生したときに町からお贈りするものです。3人目以降のお子さん1人当たり10万円をお贈りします。

「出産一時金」は健康保険に加入している方にお子さん1人の出産につき35万円を限度に支給されるものです。出産（85日以上妊娠であれば流産・死産の場合も該当）後に申請すると支給されます（ただし申請には期限がありますのでご注意ください）。

なお、高額な出産費用を支払うことが困難な場合、本来であれば産後支給される出産一時金を、出産前にご本人に無利子で貸付けする制度（出産一時金貸付制度）、または本人に代わって出産一時金の一部を健康保険者が医療機関に出産費用として直接支払う制度（出産一時金医療機関受領委託制度）を実施しています。

出産一時金の制度については、健康保険によって若干の違いがあります。出産前にご自分の加入する健康保険組合等に確認しましょう。

相談や問い合わせの連絡先は？

役場保健福祉課 健康推進グループ
（総合ケアセンターゆくり内）
☎26-7871

妊娠の診断を受けたら早めに届出
しましょう（12週までのうちに！）

子育てにはさまざまな心配事があり
ますよね。保健師や栄養士もい
ますので、どんなことでもご相談
ください。



北海道の特定不妊治療に関する相談申請窓口

苫小牧保健所健康推進課健康増進係

☎0144-34-4168